

第3 次の町の男女共同参画プラン

～ 誰もが互いにやさしく

自分らしく輝けるまちへ ～

平成 26 年 3 月

高知県いの町

目 次

第1部 いの町男女共同参画プラン策定にあたって

1. プラン策定の趣旨	1
2. プラン策定の背景	2
3. プランの基本理念	3
4. プランの性格	3
5. プランの期間	3
6. プランの推進体制	4
7. 施策の体系	5

第2部 計画の内容

基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識づくり	6
基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進	10
基本目標 3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	15
基本目標 4 あらゆる暴力の根絶	17

第3部 プランの推進に向けて

1. 市内推進体制の充実	21
2. 町民・団体等との連携・協力	21
3. 計画の進行管理の充実	21

資 料 平成23年度男女共同参画社会に関する意識調査結果報告書

第1部 いの町男女共同参画プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重しあい、性別にかかわらず一人ひとりが家庭・学校・職場・地域等で、個性や能力を十分に発揮することができる社会のことです。

この社会を実現するためには、性別によって役割を強制されたり、生き方を制限されたりすることなく、自らの意志によって、学校・職場・地域等で能力を発揮し、政策や方針決定の場に関わる機会が確保されるとともに、家事・育児・介護等の家庭生活でも、男女がともにそれぞれの役割を果たしていくことが重要となっています。

近年の国の男女共同参画を取り巻く情勢を見ると、平成19年7月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」の一部改正や、平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、法制度面での改善や整備により男女平等への取組が進められ、社会の意識は少しずつ変化していますが、配偶者等に対する暴力が今まで以上に表面化しており、それに対する取組への新たな課題も発生しています。

町では、平成15年度に「伊野町男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成16年度には、「いの町男女共同参画推進条例」を施行し、平成20年度には「第2次いの町男女共同参画プラン」を策定し、さまざまな取組を進めてきました。

この第2次いの町男女共同参画プランの期間が平成25年度に終了することから、第2次いの町男女共同参画プランを継承・発展させつつ、近年の社会状況の変化に伴い「ドメスティック・バイオレンス防止に関する施策の強化」や「防災分野における男女共同参画の推進」などを盛り込み、町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため「第3次いの町男女共同参画プラン」（以下「プラン」という。）を策定しました。

また、このプランは、DV防止法第2条の3第3項に基づいた町の基本計画となります。

2 プラン策定の背景

国の動き

- 平成11年 「男女共同参画社会基本法」の公布・施行
- 平成12年 「男女共同参画基本計画」の策定
- 平成13年 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行
- 平成16年 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の施行
- 平成17年 「男女共同参画基本計画（第2次）」の策定
- 平成19年・平成20年 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の施行
- 平成22年 「男女共同参画基本計画（第3次）」の策定

高知県の動き

- 平成2年 「こうち女性プラン」の策定
- 平成10年 (財) こうち男女共同参画社会づくり財団の設立
- 平成11年 こうち男女共同参画センター「ソーレ」の開館
- 平成13年 「こうち男女共同参画プラン（前半期実施計画）」の策定
- 平成15年 「高知県男女共同参画社会づくり条例」の制定
こうち男女共同参画会議の設置
- 平成16年 「こうち男女共同参画プラン（後半期実施計画）」の見直し
- 平成19年 「高知県DV被害者支援計画」の策定
- 平成23年 「こうち男女共同参画プラン」の改定

いの町の動き

町では、平成16年に「伊野町男女共同参画プラン」を策定しました。また、同年10月には「いの町男女共同参画推進条例」を制定し、「誰もが互いにやさしく自分らしく輝けるまちへ」など5つの基本理念を掲げ、施策を展開してきました。

平成19年には、町民を対象とした「いの町男女共同参画に関する意識調査」を行い、その意識調査を基に、平成21年に「第2次いの町男女共同参画プラン」を策定しました。それ以降「子育て親育ち」をテーマに、子どもを持つ親やこれから親になろうとする若い世代の男女が共に次代を担う子どもの教育について考えることで、幅広い年代のふれあいや交流の促進を図ってきました。

また、平成23年には、平成19年に実施した意識調査と同じ項目での調査を実施し、町民の意識がどう変化しているかなどの検証作業を実施しました。

3 プランの基本理念

『 ～ 誰もが互いにやさしくそして自分らしく輝けるまちいの町 ～ 』

男女が互いに人権を尊重しあい、性別にかかわらず一人ひとりが家庭・学校・職場・地域等で、個性や能力を十分に発揮することができるよう、町では、基本理念を「誰もが互いにやさしくそして自分らしく輝けるまちいの町」とし、男女共同参画社会の実現を目指します。

また、基本理念を受けて次のとおり基本目標を4つ掲げ、それぞれの目標ごとに具体的な施策や事業に取り組んでいくこととします。

基本目標

- 1 男女共同参画社会に向けた意識づくり
- 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進
- 3 男女共同参画社会実現に向けた環境づくり
- 4 あらゆる暴力の根絶

4 プランの性格

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、平成21年に改定した「第2次の町男女共同参画プラン」を見直し、今後における本町の男女共同参画社会実現のための取組を総合的かつ計画的に実施するための基本となるものです。

また、この計画中の「基本目標4 あらゆる暴力の根絶」は、DV防止法第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）に位置付けるものであり、他の基本施策よりも内容を充実させています。

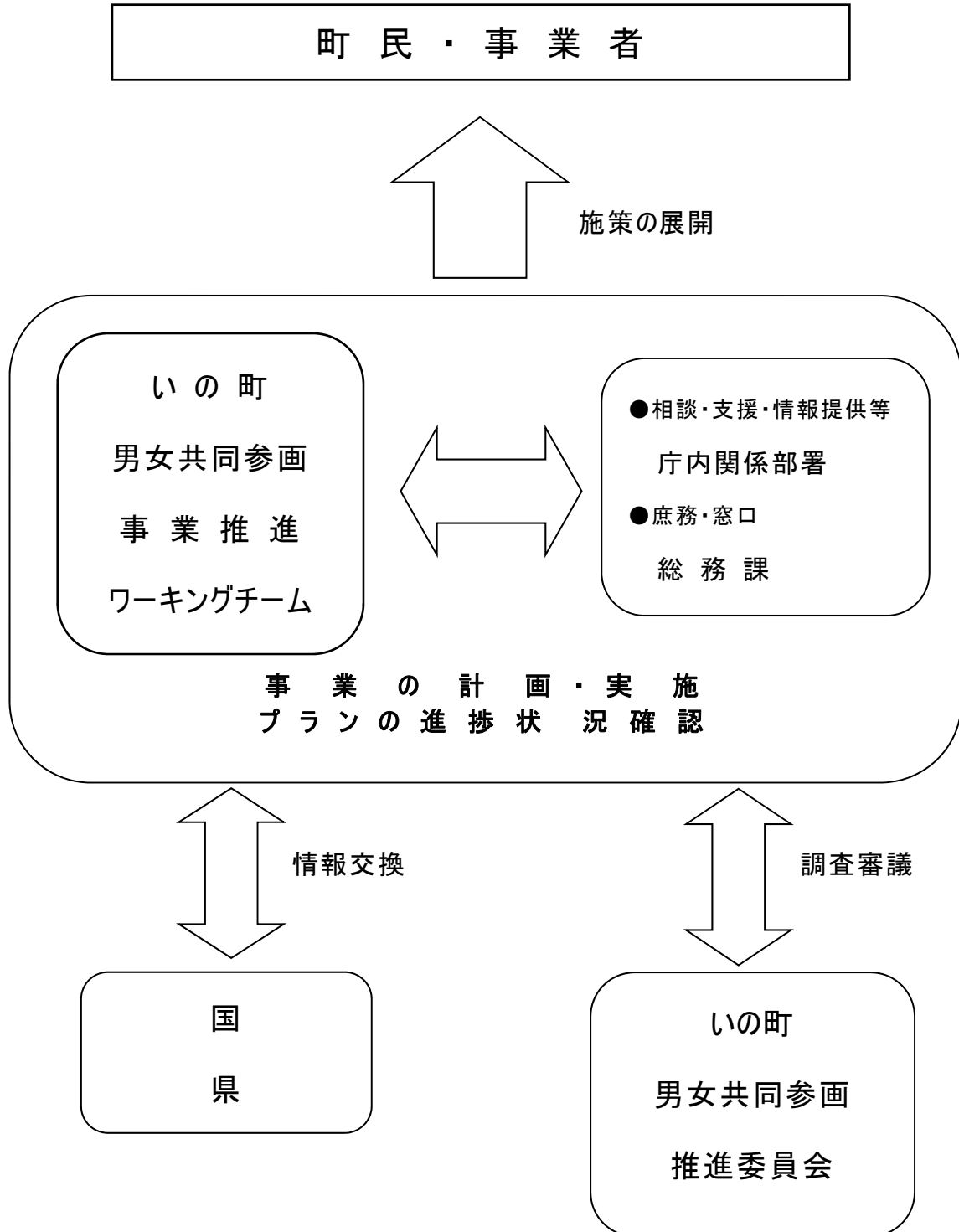
5 プランの期間

このプランは、初年度を平成26年度とし、平成30年度までの5か年とします。

-
1. 男女共同参画社会基本法とは、男女共同参画社会の実現に向けて、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年6月23日に公布・施行された法律です。
 2. DV防止法とは、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする平成13年10月公布の法律です。平成16年の改正では、DV定義の拡大や被害者自立支援の明確化がなされ、平成19年には、保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた改正がなされています。

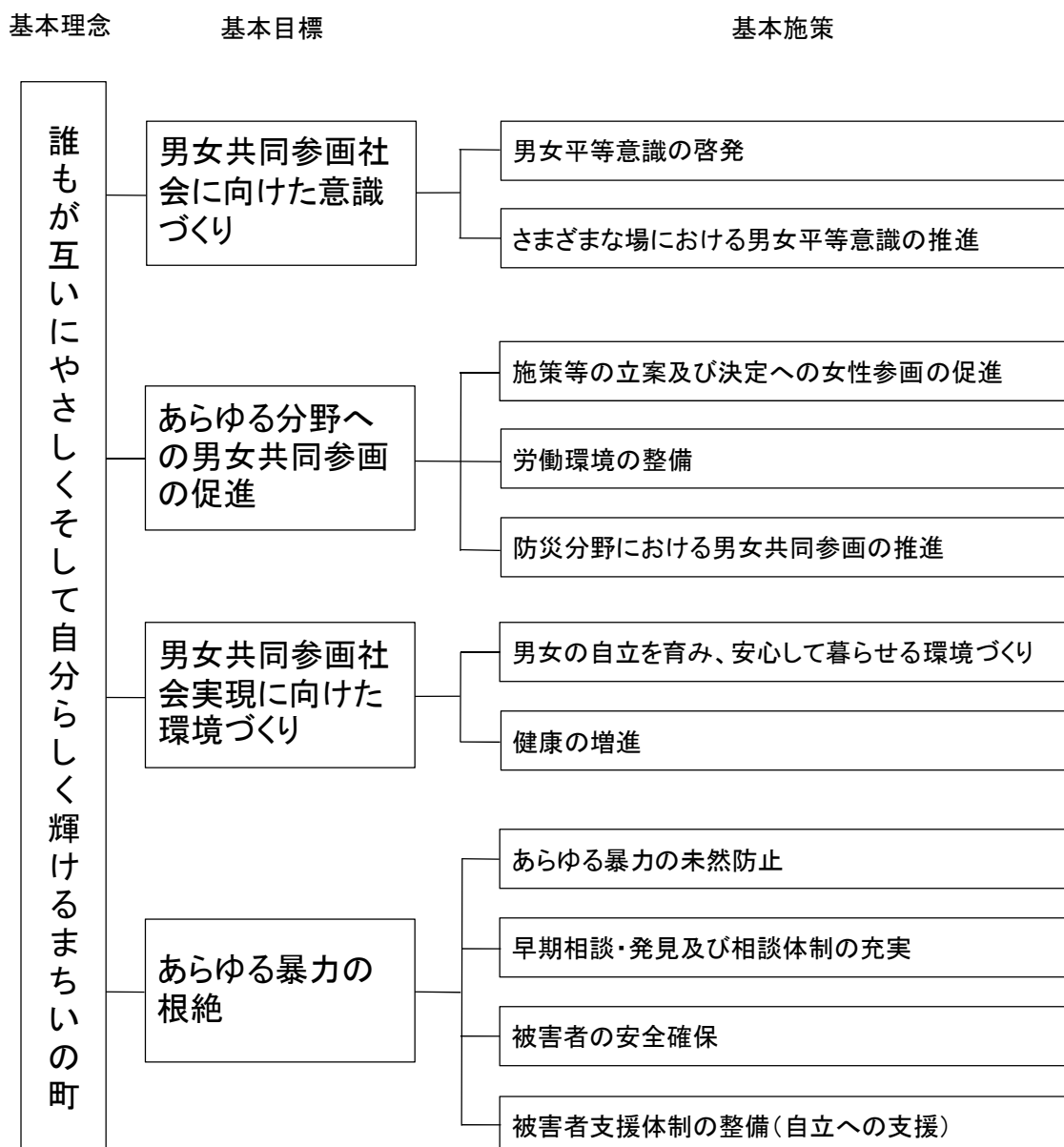
6 プランの推進体制

～ 誰もが互いにやさしくそして自分らしく輝けるまちいの町 ～



7 施策の体系

「誰もが互いにやさしくそして自分らしく輝けるまちいの町」の基本理念のもと、本計画の施策の体系を次のとおり定め、計画的かつ総合的な施策の推進を図ります。



第2部 計画の内容

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

(1) 現況と課題

男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに家庭・学校・職場・地域等で、男女共同参画に関する正しい認識や男女平等意識が浸透し、性別にかわりなく誰もが人権を尊重され、社会のさまざまな分野に対等な立場で参画していくことが必要です。

町が平成23年11月に実施した意識調査における『実生活での男女平等意識』について、前回（平成19年実施）の同項目で比較すると、“平等”と感じている人の割合が、「家庭生活」「職場生活」「法律や制度面で」「社会通念・慣習・しきたり」で微増しているものの、「学校教育」や「法律や制度面で」を除き、依然として“男性優遇”の意識傾向がみられます。

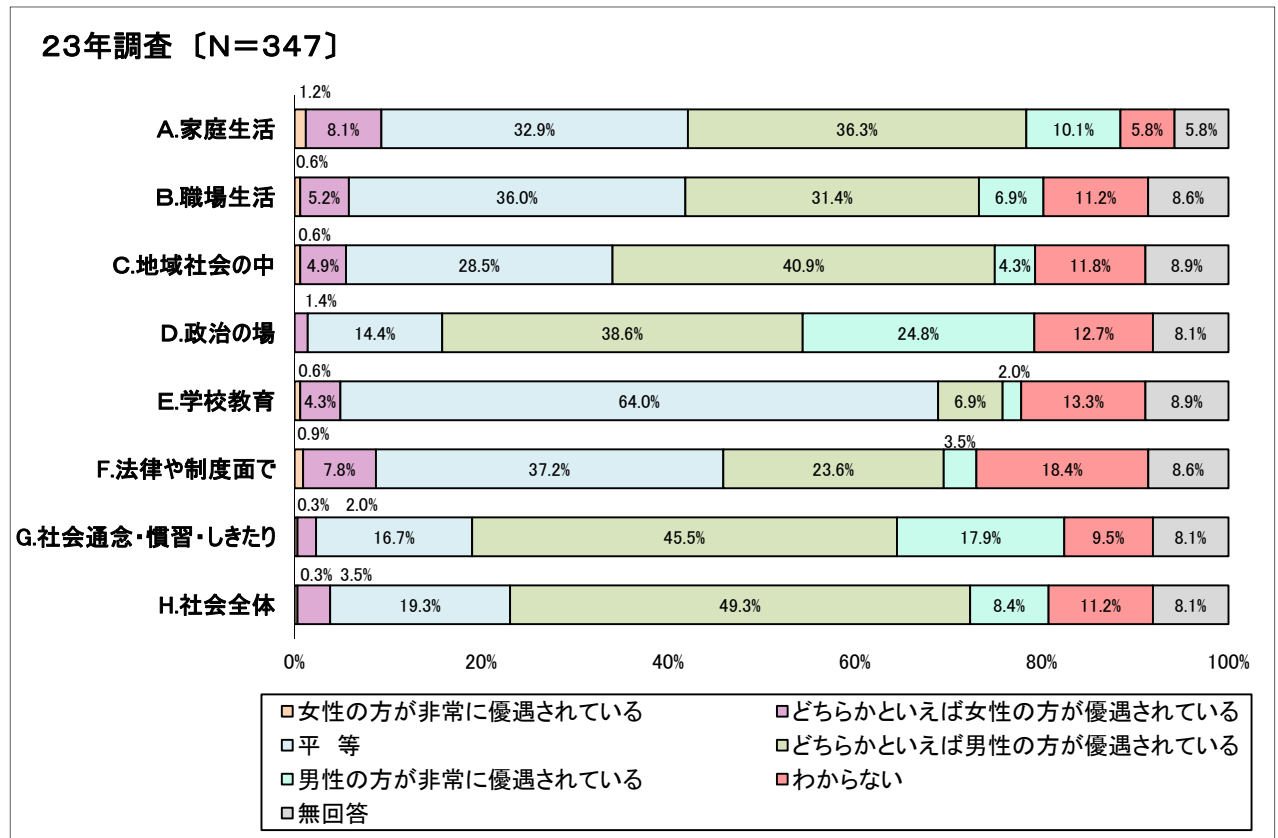
『家庭での役割分担』については、“夫婦が共同で行う”は前回よりも増加しているが、家事・育児・介護等で妻が主体の状況にあり、性別による役割分担の意識が残っている傾向がみられます。

これらの結果から、「男女共同参画社会基本法」をはじめとした関係法令や条例等の理解を深めていけるような活動、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度や慣習等の見直しを図る啓発活動、そして広報や講演会による町民への分かりやすい啓発活動を、今後も継続して行う必要があります。

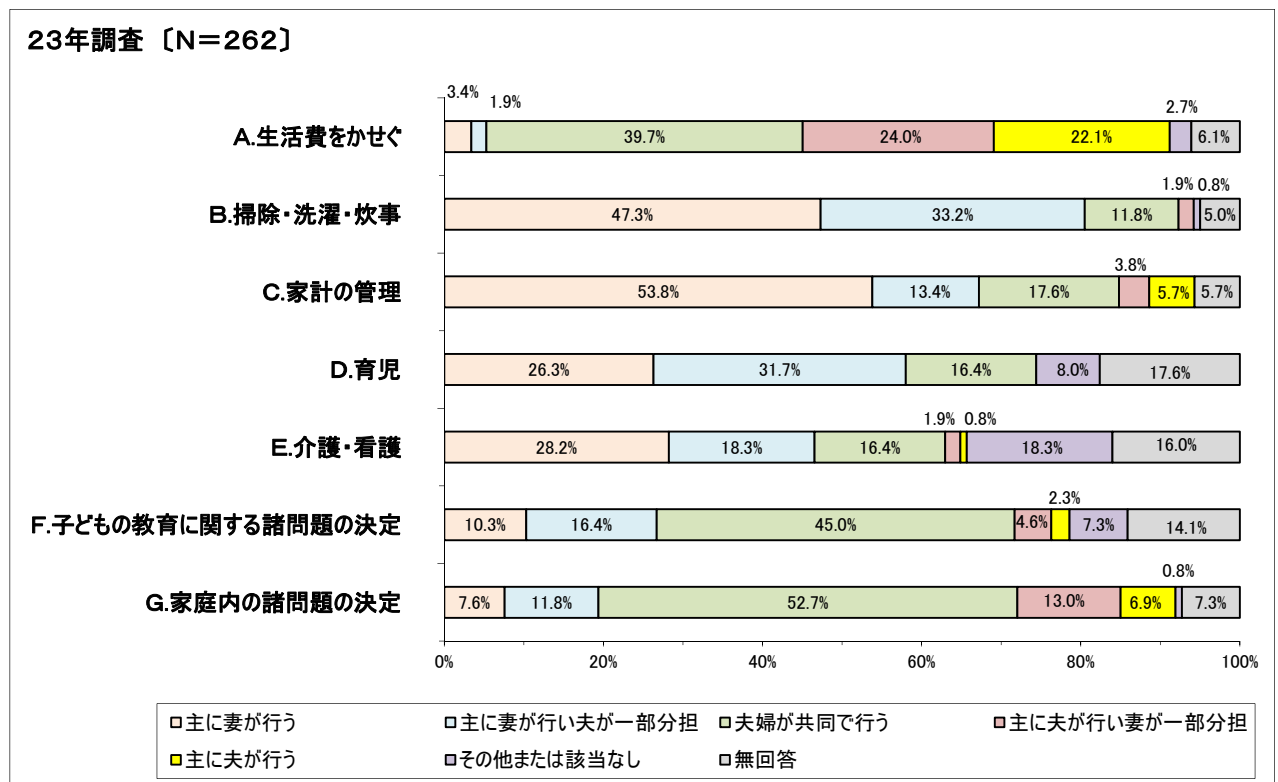
また、家庭における親の教育に対する姿勢、生活習慣等は、子どもの心や行動に大きな影響を及ぼしやすいため、一人ひとりが平等な人間であり、家庭生活における家事・育児・介護等は男女がともに担うものであるという認識に立った教育が必要です。

さらに、家庭に限らず、生涯にわたって多様な学習機会が確保されるよう、意識啓発のための講演会の開催や、地域における学習機会の提供等を図ることも必要です。

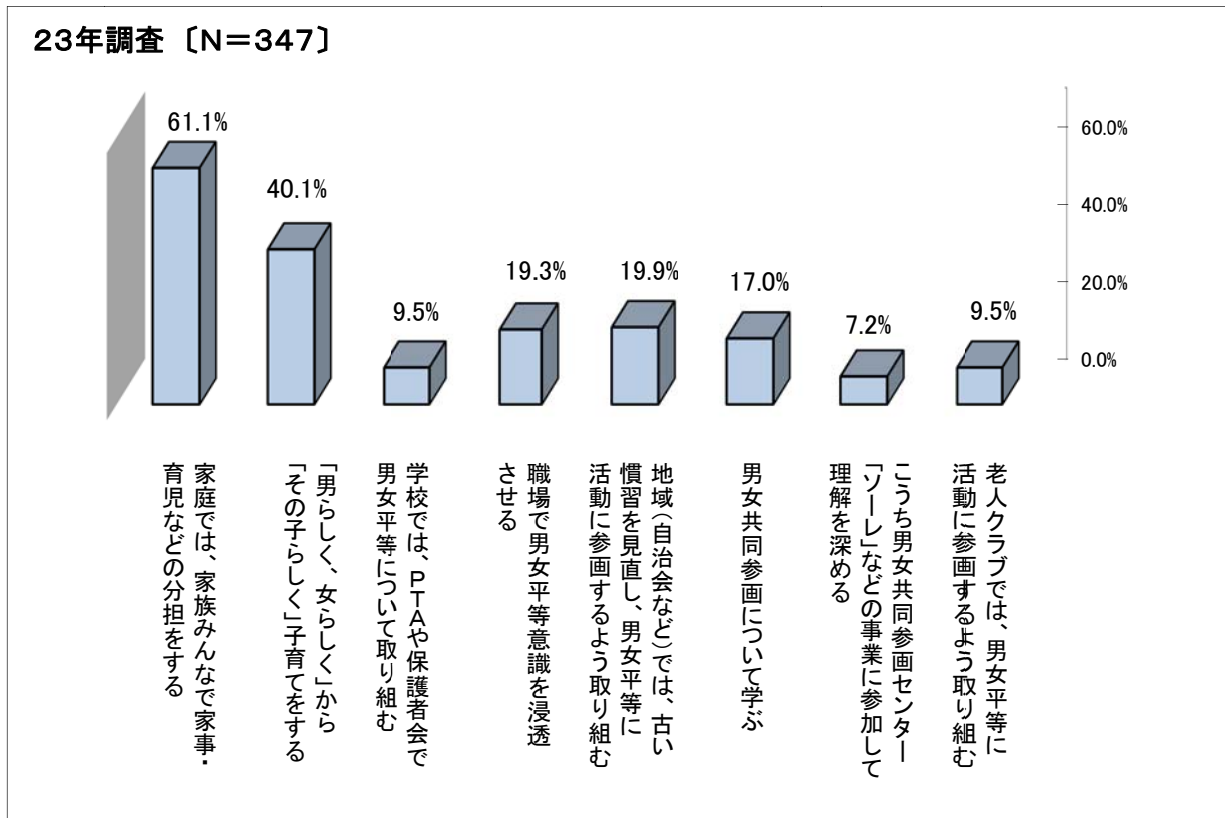
実生活での男女平等意識



家庭での役割分担



男女共同参画の推進について自分にできること



(2) 町民の声

- 教育の賜で、若くなるほど男性は家事をすることに抵抗を持っていないものの、高齢になるにつれ、男だから、長男だからと育てられた男性には男女平等の意識が低い。
- 男女共同参画の推進は、働く女性にとって、また働きながら育児をしている女性には特に大切なことが多いと思います。しかし、男女の差別でなく、区別ということも重要です。男性だから出来ること、女性でなければ出来ないことを、まずはお互いがきちんとすることによって、お互いが助け合って共に楽しく過ごせるような家庭という個を作ることから。それが地区、社会全体へと繋がってゆくことが大切だと思います。
- 若い男性は女性に対する見方が平等な目でみれる人が増えてきたとは思いますが、高年齢の男性においては、まだまだ女性を低い立場にみる人が多いと思います。
- 家庭では、家族みんなで家事・育児などの分担をすることについては、私の頭の中では当然のことだと考える。
- 男女平等とは、生物学的に差異のある性に全く同じものを求めるのではなく、それぞれの特性や個人の資質に応じて平等な機会を与えることだと思います。
- 男女共同参画・平等とかは、相方と認め合うことが大切だと思います。女だから、男だからではなく、まず「人として」が大切であり、やはり小さい時から「文明のない、災害などにあった時にも役立つ生きていく為の授業」があるべきです。

- お互いを思いやる気持ちがあれば、自然と男女平等になってくると思う。
- 一番大切なことは男尊女卑の考えを世の中から無くすことです。
- 企業や地区が男女平等をうたっていても、個人が思わなければ意味がない
- 子どもの頃からの慣習を進んで見直しする人が増えない限り、男女参画は難しい課題と思います。

(3) 施策の展開

基本施策1 男女平等意識の啓発

男女共同参画の視点に立ち、家庭・学校・職場・地域等の場で、男女共同参画に関する正しい認識や男女平等意識を持ち、社会のさまざまな分野に対等な立場で参画していくための啓発活動を行います。

また、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行うとともに、プランに基づく取組の成果を把握するための意識調査を実施し、その調査結果を基に施策の一層の充実を図っていきます。

取組内容	目標値等	部署
男女が互いに認め合い、尊重し合う社会づくりのための意識啓発を推進する	広報誌・ホームページ等への掲載、講演会等による啓発活動	総務課
町職員に対する人権研修を実施する	年1回以上	総務課
人権関係団体及び職員を対象とした研修会等へ参加する	年1回以上	ほけん福祉課
町職員のための人権相談窓口の設置をする	総務課人事担当を相談窓口とし、必要に応じ管理職等への人権研修を実施する	総務課
町民の自発的研修を支援する	ソーレ等による支援事業の情報提供	総務課
男女共同参画社会に関する町民意識調査の実施及び公表をする	平成27年度・平成29年度実施	総務課

基本施策2 さまざまな場における男女平等意識の推進

男女平等の意識を高めるための意識啓発の推進や、町民主体の自発的研修などに対する支援を行い、家庭や地域等における男女平等教育・学習の推進を図ります。

また、学校では一人ひとりを尊重し、その個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、教職員等に対する人権研修を通じて、男女共同参画に関する認識を高めるとともに、子どもの発達段階に応じたキャリア教育※の充実や男女平等に関わる意識向上のための授業等を取り入れます。

取 組 内 容	目 標 値 等	部 署
男女が互いに認め合い、尊重し合う社会づくりのための意識啓発を推進する【再掲】	広報誌・ホームページ等への掲載、講演会等による啓発活動	総務課
町民の自発的研修を支援する【再掲】	ソーレ等による支援事業の情報提供	総務課
教職員等に対する人権研修を実施する	年1回以上	学校教育課
子どもの発達段階に応じたキャリア教育※の充実を図る	各学校で実施	学校教育課
男女平等に関わる意識向上のための授業等を取り入れる	年1回以上	学校教育課

※キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。高知県教育委員会は、就学前からの実施を提唱している。

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

(1) 現況と課題

男女共同参画社会の実現のためには、男女が対等な構成員又はパートナーとして自らの意思により社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を担っていくことが必要です。

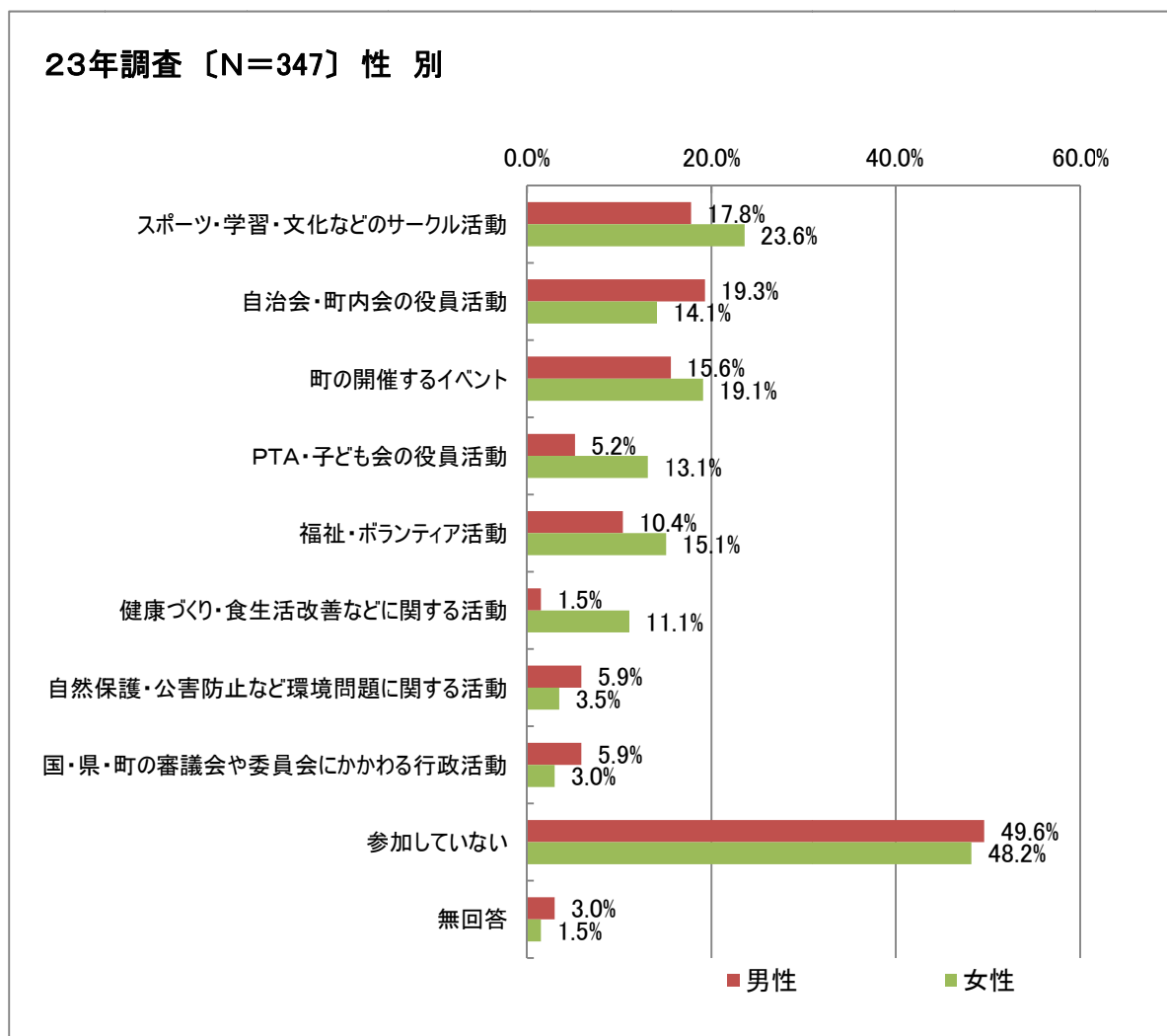
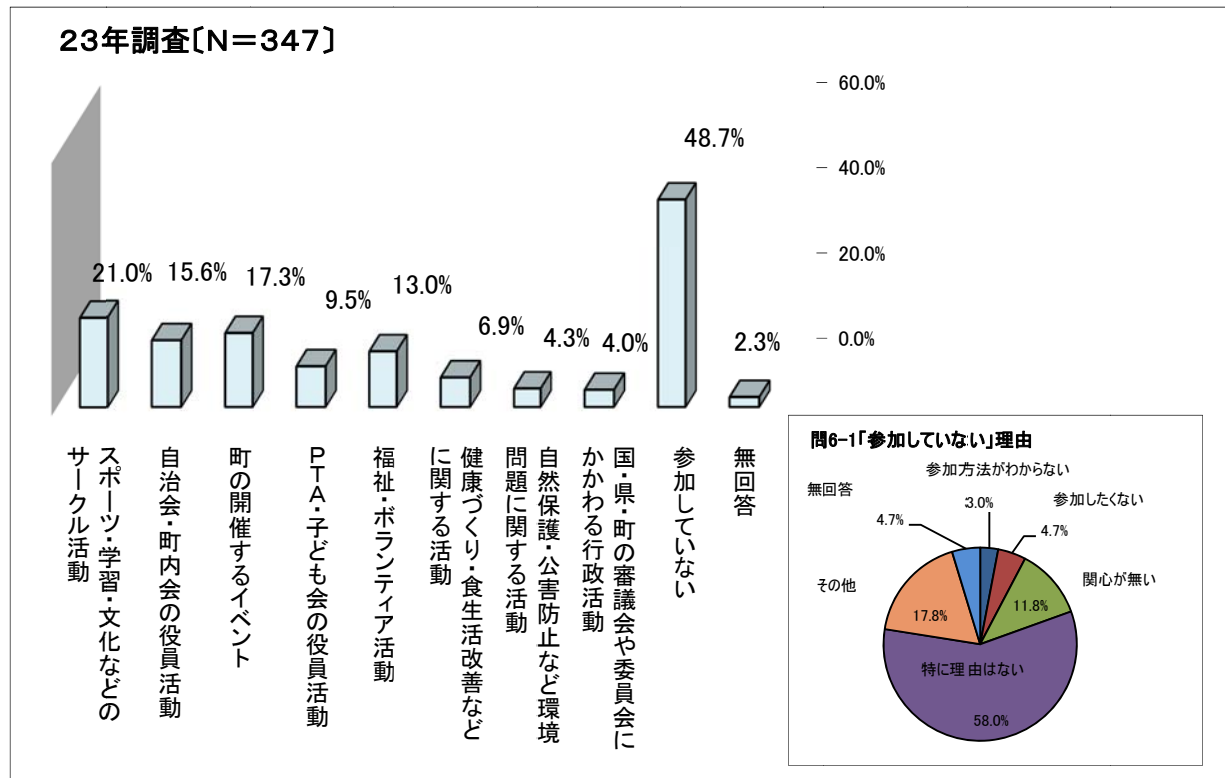
平成23年調査では、『社会的活動への参加状況』について、地域活動においては、日々の活動は男性と比べ女性が担っている割合が高く、一方で、「国・県・町の審議会や委員会に関わる行政活動」などの活動の意思決定を行う役職には、主に男性が担っている傾向がみられます。

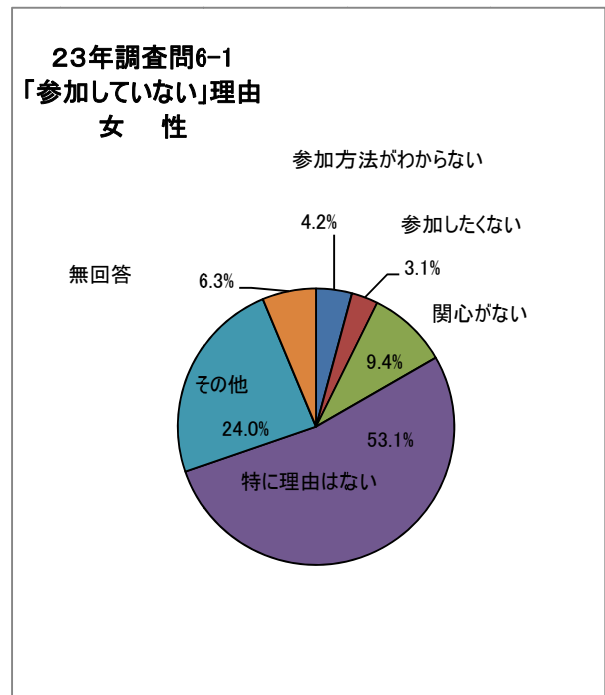
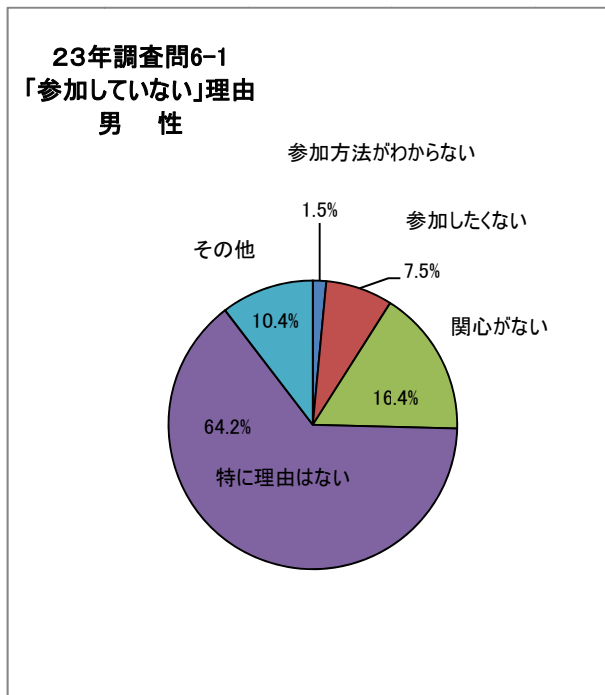
男女がともに社会をつくっていくためには、意思を反映する政策や方針決定の場に、男女が対等な立場で参画することが必要です。

東日本大震災では、避難所等での生活に関し、女性用品やおむつやミルクなどの不足、プライバシーの侵害など妊産婦を含む女性への配慮、また保育施設の必要性など、女性や子育て家庭のニーズにおける様々な問題が明らかになっています。これらは、政策や方針の決定等に未だ女性の参画割合が低いため、女性の意見が反映されていないことが考えられます。こういった課題を解決するためには、まちづくりや防災・災害復興など生活に身近な分野においても、男女共同参画の視点を取り入れ、様々な発想をいかして活動することが必要です。また、一人ひとりが暮らしやすく、活力ある安心安全な地域社会を築いていくために、地域に暮らす男女がともに積極的に参画していくことが必要です。

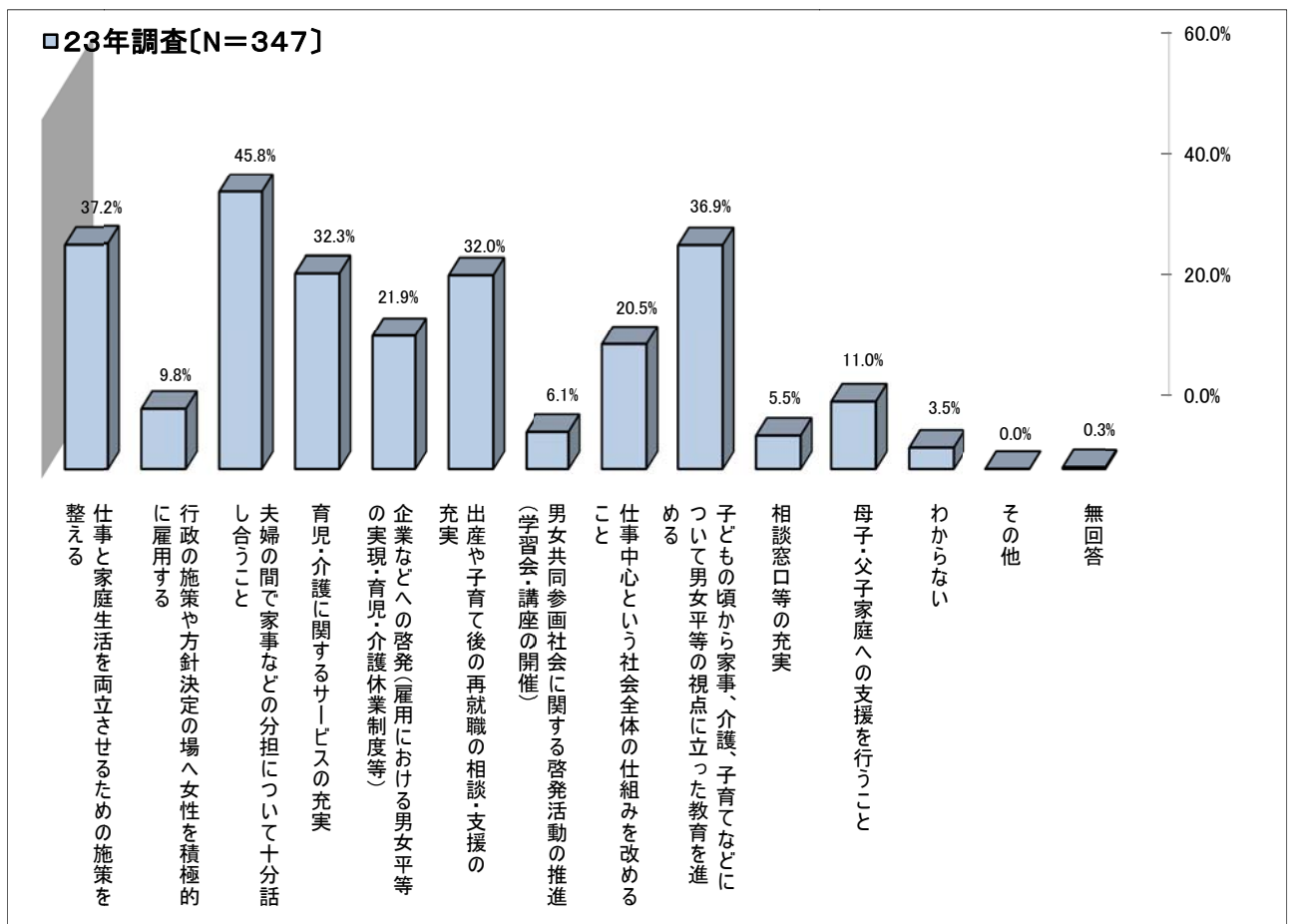
雇用分野においては、男女の均等な待遇や機会が確保されることも、男女共同参画社会の実現のために必要となります。平成23年調査では、男女がともに仕事と家庭を両立させていくために必要なこととして、「夫婦の間で家事などの分担について十分話し合う事」や「子どもの頃から家事、介護、子育てなどについて男女平等の視点に立った教育を進める」などの各家庭で取り組むことができることに意識が高まっているほか、「出産や子育て後の再就職の相談・支援の充実」が32%という結果になっています。女性の就労の機会を増やすために、子育て等で一旦離職した女性が、希望する就労形態や職分野において再就職等にチャレンジできるよう、情報を提供していくことが必要です。

社会的活動への参加状況





男女が共に仕事と家庭を両立させていくために必要なこと



(2) 町民の声

- 子育て、介護などの支援（デイサービス・サークル）について、町内では世代間交流が活発ではない。高齢者も乳幼児もミックスされた形でどンドンされるようになれば、もっと地域全体で変わってくるのではないか。仕事を退職したお父さんに、子育て支援をやってもらうボランティア研修に参加してもらったり、児童、生徒にいろいろなキャリア（技術、趣味）を教えてもらったり、これからの60代の男性の活躍の場が増えると、男女参画にも繋がるのではないかと思う。
- 男女共同参画の推進は女性が社会人として働く現代の状況からいえば必要なことであると思う。子育てしながら女性が仕事を持つことを応援していただけると心強い。

(3) 施策の展開

基本施策1 施策等の立案及び決定への女性参画の促進

男女が対等な構成員又はパートナーとして自らの意思により社会のあらゆる分野で、個々の能力を十分に発揮できるよう、参画を促すための意識啓発や情報提供等に努めます。

また、町では、女性職員の管理職員への登用を推進するとともに、政策の審議決定に関わる委員会等で、一方の性が4割未満とならないよう配慮します。

取組内容	目標値等	部署
町の審議会等委員の男女の割合に配慮する	一方の性が4割未満とならないよう配慮する	全部署
女性職員の管理職員への登用を行う	各部署での取組が推進されるよう積極的な登用に努める	総務課
地域ボランティアによるミニデイサービス等を通じて男女ともにいきいきと生活できる地域づくりを推進する	地域ボランティアによるミニデイサービス、体操等グループ活動への普及支援・充実	ほけん福祉課
生涯学習講座の普及、参加を推進する	広報誌等への掲載	社会教育課

基本施策2 労働環境の整備

町では、女性職員の管理職員の登用を図るほか、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」等雇用に関わる法制度の周知・啓発を行います。

また、育児等で職場を離れた女性の再就職を支援するために、職員能力開発訓練等の情報を周知するとともに、家族経営を行っている農家が、男女を問わず意欲を持って取り組むため、労働時間、報酬、休日等の経営面と合わせて、生活面や家事の役割分担などの必要な項目について自由に取り決めを行い、それぞれが自覚を持って経営に参画する「家族経営協定」の導入を推進します。

取組内容	目標値等	部署
町職員への旧姓使用制度を継続する	名札や名刺などに旧姓の使用を認める 取組の継続	総務課
女性職員の管理職員への登用を行う【再掲】	各部署での取組が推進されるよう積極的な登用に努める	総務課
町職員への育児・介護休業制度等の普及をする	育児・介護休業制度の周知徹底と男女を問わない制度利用の拡大	総務課
職業能力開発訓練の情報を周知する	広報誌等への掲載による情報提供	産業経済課
家族経営協定の周知と導入の推進	広報誌等への掲載による情報提供	産業経済課

基本施策3 防災分野における男女共同参画の推進

災害対応における女性が果たす役割は大きいことを認識し、防災への取組における女性の意思決定の場への参画やリーダーとしての活躍を推進し、主体的な担い手として女性を位置付けるために、学習機会の提供や研修内容の充実を図ります。

取組内容	目標値等	部署
防災分野における男女共同参画の推進	自主防災組織の中で役員に女性が積極的に登用されるよう、支援・情報提供に努める	総務課
	女性消防団員の加入を積極的に進める	総務課

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

(1) 現況と課題

近年、少子高齢化が進行する中で、男女がともに育児・介護等の負担を担い、家族の一員としての責任を果たしていくことが男女共同参画社会の実現に向けて必要となっています。

しかしながら、家族形態の多様化により、高齢者のみの家庭、ひとり親の家庭等が増加しているため、いずれの家庭も育児・介護等のさまざまな悩みをその家庭だけで解決することが困難な状況が見られます。

このことから、育児・介護等の負担を社会全体で支えるための環境づくりや、障害の有無に関わらず、その意欲や能力を発揮しながら就労や地域活動等あらゆる分野へ参画するための機会が確保されるよう、自立を支援していく取組を進めていくことが必要となっています。

また、男女がともに自立し、生きがいを持って充実した生活を送るためには、生涯を通じて健康に過ごすためのさまざまな情報を提供するとともに、相談できる体制づくりが必要となっています。

町では、健康相談や健康教室等を開催し、健康増進に努めていますが、社会環境の変化や、ライフスタイルの多様化から、健康が妨げられている現状があります。

年代やライフスタイルに応じた健康意識を高める取組や、健康づくりに取り組む団体と行政が協力し合う体制づくりが必要となっています。

(2) 町民の声

- 女性の社会的地位を向上させるために、結婚や出産、育児があっても、仕事へのやりがいを持ち、家庭生活を送るための制度、施設、設備が必要。また男女共同参画になるためには、男性の長時間労働を解決しないとできないと思う。
- 子育てでは、ぐりぐらひろばや保健師さんの育児相談などには、いろいろとお世話になり、今後もこのような子育て支援を続けていかれると良いと思います。
- まずは家族から男女関係なく（家事等）自分のできることから協力し、助け合うことが大切。
- 男女平等の仕事をするという社会の中で、結婚から妊娠・出産・育児で大きく負担がかかるのは女性。職場を一時的に離れることが必要とされることも避けられない現実。育児を続けたいが共働きしないと生活がなりたないから、やむを得ず復帰、という女性が多いのではないのでしょうか。経済的に一番不安定になるこの時期、各自治体が住居（安い賃貸）提供、保育所を充実させていくことが一番の必須課題のように思えます。

(3) 施策の展開

基本施策1 男女の自立を育み、安心して暮らせる環境づくり

男女が生涯を通じて、育児・介護等をともに分担できるよう、社会全体の取組として支援していくため、子育て環境の充実や健康づくり教室等の普及を図るとともに、介護を必要とする高齢者が安心してサービスを利用できるよう相談支援体制の充実に努めます。

また、障害に対する理解を深めるための啓発・広報活動に努め、障害の有無にかかわらず、誰もが社会参加できるまちづくりを目指します。

取組内容	目標値等	部署
児童虐待防止への取組を推進する	要保護児童対策地域協議会の開催、広報誌への情報掲載による啓発活動	学校教育課
地域ボランティアによるミニデイサービス等を通じて男女ともにいきいきと生活できる地域づくりを推進する【再掲】	地域ボランティアによるミニデイサービス、体操等グループ活動への普及支援・充実	ほけん福祉課
乳幼児期の子育てに関する相談体制を充実し、家庭で楽しむ子育て環境を整える	広報誌・ホームページ等への掲載による情報提供、育児相談や発育・発達に応じた教室の実施	ほけん福祉課
保育サービスを充実する	現状の取組について検討・見直し一年1回以上	学校教育課
子育て応援団との連携・支援する	団体と連携し、支援する	学校教育課
地域における子育てサービスに関する情報を提供する	広報誌・ホームページ等への掲載による情報提供	学校教育課 ほけん福祉課
学童保育の施設運営を充実する	現状の取組について検討・見直し一年1回以上	社会教育課
子育て支援ボランティアに対する研修会への参加を推進する	研修会への参加推進	社会教育課 ほけん福祉課
地域自立支援協議会での相談支援体制を確保する	関係機関と連携し、取組状況の共有・相談支援体制を確保	ほけん福祉課
就労移行支援を実施する	就労を希望する障害者に対し、就労にあたっての知識・能力の向上や就労等の支援	ほけん福祉課
就労継続支援を実施する	企業等に雇用されることが困難な障害者に対し、就労の機会の提供、知識・能力の向上のための訓練等の支援	ほけん福祉課
介護相談支援を充実する	地域包括支援センターの相談体制の充実	ほけん福祉課
介護家族への支援を充実する	ケアマネジャー等関係機関との連携を深め、個別に応じた支援を充実	ほけん福祉課
ひとり親家庭への支援を充実する	広報誌・ホームページ等への掲載による情報提供	ほけん福祉課 町民課

基本施策2 健康の増進

生涯を通じて、健康であることを支援するため、それぞれのライフステージに応じた健康教育及び健康相談等の充実を図ります。

また、さまざまな機会をとらえ、健康教室等の実施に努めるとともに、スポーツ等を通じて健康づくりを推進します。

取組内容	目標値等	部署
健康教室等の実施に関する情報提供をする	広報誌等への掲載による情報提供	ほけん福祉課
生涯を通じた健康教育及び健康相談を充実する	乳幼児から高齢者までの健康相談等の充実	ほけん福祉課
健(検)診体制の充実	乳幼児に対する健診及び各種検診(がん検診)の実施	ほけん福祉課
生涯学習講座で健康づくり教室を実施する	健康講座の実施	社会教育課
生涯スポーツを充実する	生涯スポーツ活動の充実	社会教育課

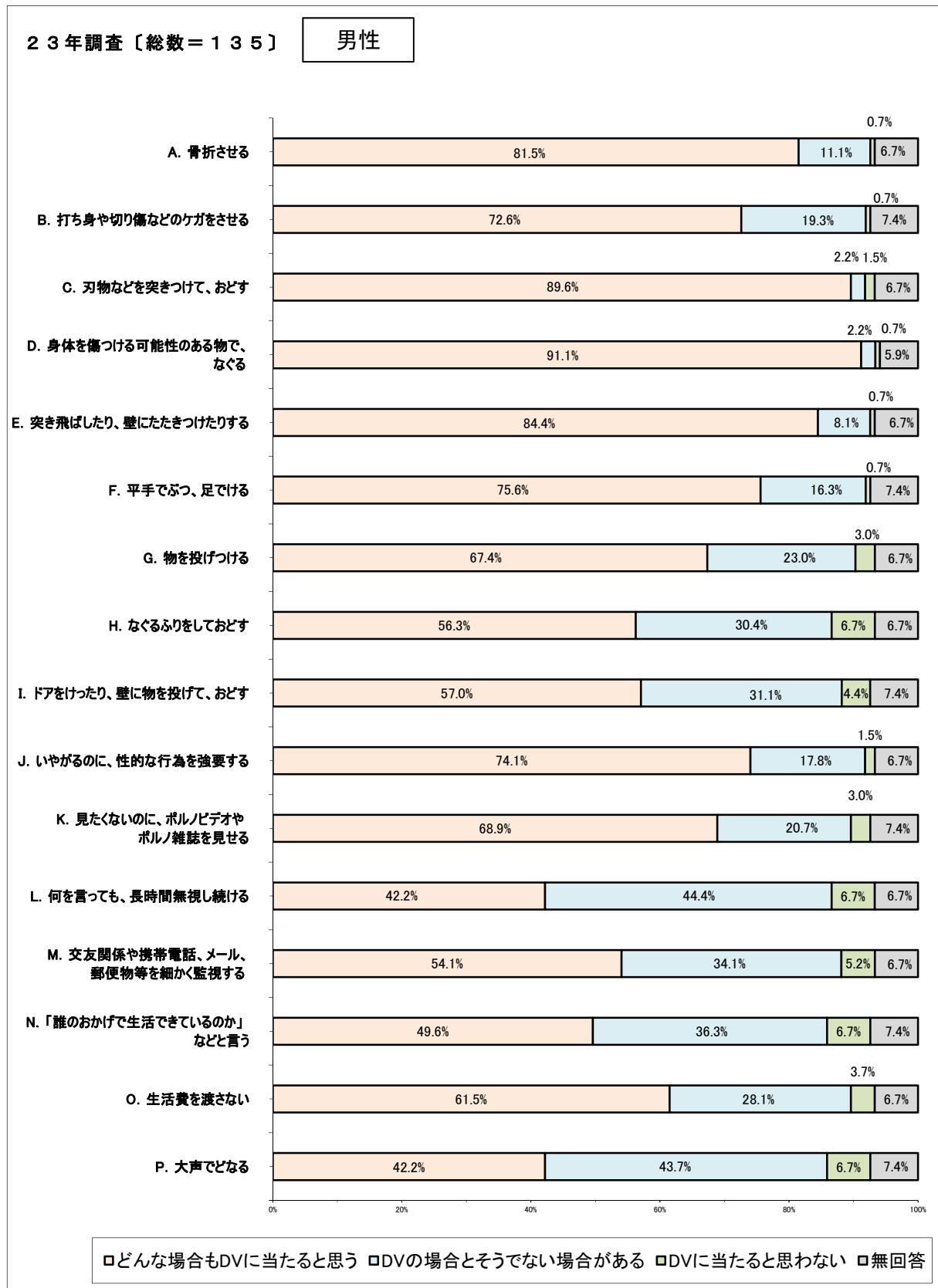
基本目標4 あらゆる暴力の根絶

(1) 現況と課題

男女がお互いの人権を尊重し、対等な関係を築くことは、男女共同参画社会の基本となるものです。しかし、現実には、配偶者等からの暴力をはじめとする男女間の暴力(以下、「DV」という。)や、高齢者や児童も含め家庭内の表面化しない程度の暴力は後を絶たず、むしろ増加する傾向にあります。なお、この暴力は、殴る、蹴るなどの身体的な暴力のみならず、性的暴力や精神的暴力、経済的暴力、パワーハラスメントなども含みます。

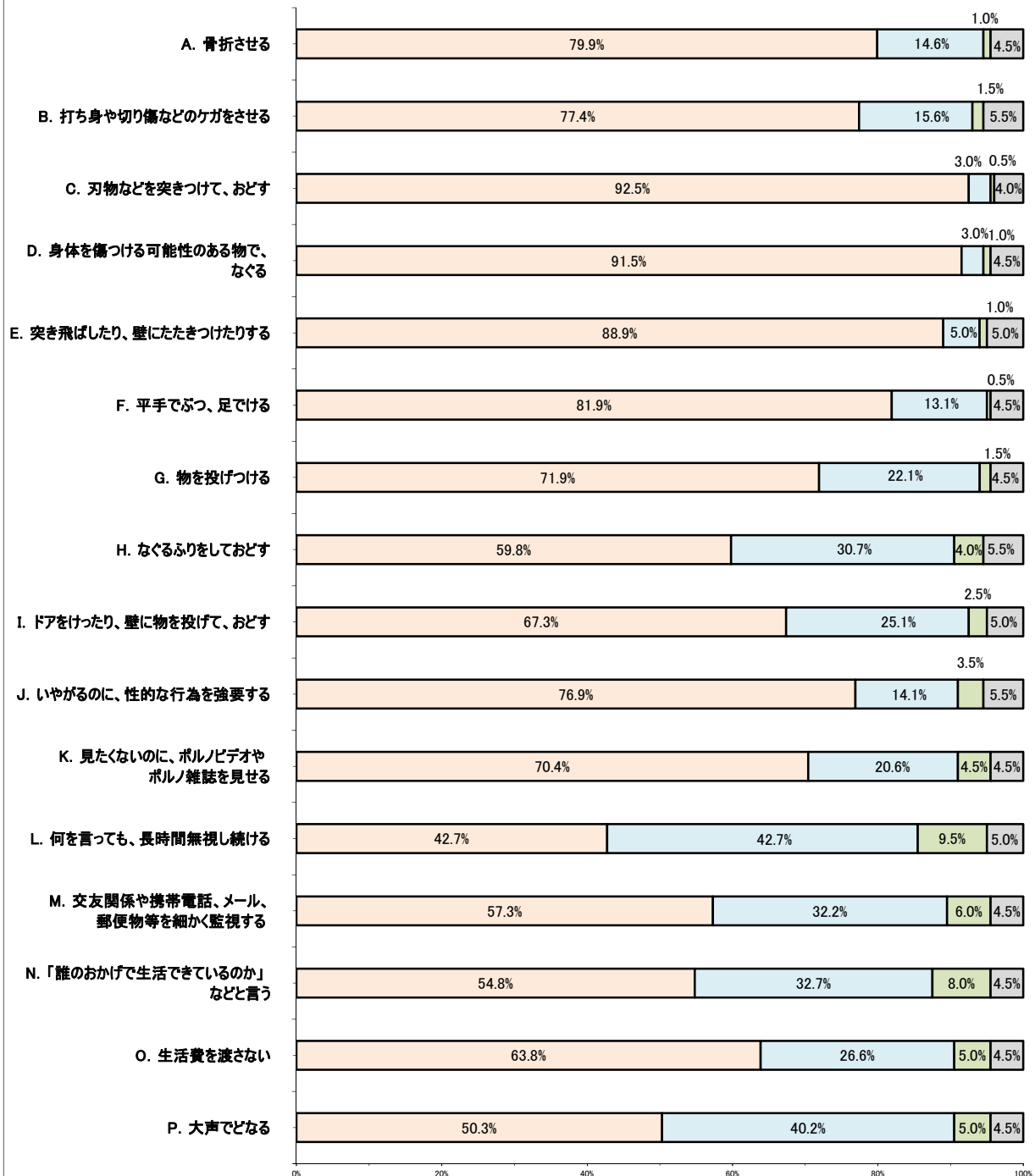
これらの暴力は被害の実態が表面化しにくく、被害を潜在化させてしまう恐れがあります。また、ストーカー行為やセクシュアルハラスメントなど、メディアで報道されるような深刻な暴力も発生しています。あらゆる暴力を根絶し、暴力を許さない社会の実現のためには、人権尊重の意識啓発活動を行い、被害の早期発見、早期相談のための取組強化、また関係機関との協力のもと、被害者の安全確保と支援体制の整備が必要です。

パートナー（配偶者、恋人）に対する暴力についての意識



23年調査〔総数＝199〕

女性



□どんな場合もDVに当たると思う □DVの場合とそうでない場合がある □DVに当たると思わない □無回答

(2) 施策の展開

あらゆる暴力の根絶を図るために、暴力は犯罪であり人権侵害であるという認識を社会に浸透させるための広報・啓発活動に努めます。DVをはじめとするこれらの暴力に関する相談については、深刻化する前に被害者が自ら相談できるよう、あらゆる機会や方法を活用し、相談窓口の周知を図ります。また、被害者に適切な支援が行えるよう、関係機関との連携強化を図ります。

基本施策	取組内容	部署
あらゆる暴力の未然防止	あらゆる暴力を許さない意識啓発の推進	全部署
	広報誌やホームページ等への掲載や講演会等による啓発活動	総務課
	職員に対してDV・虐待防止をはじめとする人権教育研修の実施	総務課
	児童虐待防止への取組を推進【再掲】	学校教育課
	子どもの発達段階に応じた性教育を実施	社会教育課
	家庭における性教育を実施 親を対象に性教育のあり方を学ぶ講演会を実施	社会教育課
早期相談・発見及び相談体制の充実	DVや虐待の相談窓口に関する情報提供	全部署
	庁内での相談窓口の周知徹底を図り、相談者と相談窓口・関係機関への迅速な橋渡しを実施	全部署
	配偶者暴力相談支援センターや警察、福祉事務所、児童相談所、医療機関、民生委員・児童委員協議会等との連携	関係各部署
	関係部署とのケース検討会を開催	関係各部署
	児童虐待に対する研修会へ参加	学校教育課
	職務関係者（児童会職員等）へ研修及び啓発実施	社会教育課
	障害者虐待被害者等の存在を早急に確認し情報収集	ほけん福祉課
	共通シートの導入	ほけん福祉課
被害者の安全確保	庁内の情報管理整備の徹底化をし、被害者の個人情報保護に努める	全部署
	一時保護所までの支援	関係各部署
	警察等との連携強化による迅速な対応を図る	関係各部署
	相談者のプライバシーと安全確保に配慮した相談体制をとる	関係各部署
被害者支援体制の整備（自立への支援）	関係部署とのケース検討会を開催【再掲】	関係各部署
	必要に応じて外部関係機関との連携を図る	関係各部署
	配偶者暴力相談支援センターや警察、福祉事務所、児童相談所、医療機関、民生委員・児童委員協議会等との調整【再掲】	関係各部署
	生活保護制度や福祉資金、各種手当、医療費助成、保育園・幼稚園入園等の支援情報を提供	関係各部署
	DV及び虐待被害者の町営住宅優先入居に向けた取組を推進、またその際の入居情報の保護を徹底	総務課
	子どもの教育に応じたケアを行う	学校教育課

第3部 プランの推進に向けて

1 庁内推進体制の充実

プランは、男女共同参画に関する事業が多岐にわたっていることから、各関係部署との連携を強化し、相互の連絡調整を図りながら、計画的に推進していく必要があります。

町では、庁内のいの町男女共同参画事業推進ワーキングチームで、計画の進捗状況及び取組内容の確認等を実施し、男女共同参画事業を総合的に推進します。

2 町民・団体等との連携・協力

計画の推進にあたっては、いの町男女共同参画推進委員会や地域において町民が主体となり、自主的な活動をしているグループ等と連携し、町の実施する事業への協力を得ながら、さまざまな取組を効果的に推進します。

3 計画の進行管理の充実

この計画を実効性のあるものとするため、具体的施策として掲げた個々の施策の進捗状況を定期的に点検・評価することにより進行管理を行います。

第3次 いの町男女共同参画プラン

年 度 : 平成25年度(平成26年3月)
編集・発行 : いの町男女共同参画推進委員会
いの町総務課
〒781-2192
高知県吾川郡いの町1700-1
電話番号 088-893-1113
